

令和3年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和4年度取組み予定

令和3年度 of 取組み

< 1 > 障害者差別に関する相談等の状況 * 本編3ページ~

① 相談・問合せ等の件数 全21件 (昨年度比-15件)

相談等の内容		主訴 (件)	確認後の分類変更	変更後 (カッコ内は 前年度)	割合 (%)
◆差別解消法関連		12		8 (16)	38.1
不当な差別的取扱いについて		6	意思疎通へ1件 その他へ4件	1 (1)	4.8
合理的配慮について		6		7 (15)	33.3
合理的 配慮の 内訳	物理的環境への配慮 (障害者の駐車場所など)	0		0 (0)	0
	意思疎通への配慮 (駅の誘導案内など)	3	不当な差別的取扱いから1件 その他から1件	5 (9)	23.8
	ルール・慣行の柔軟な運用 (駐輪場の利用など)	3	その他へ1件	2 (6)	9.5
◆環境の整備		3		3 (3)	14.3
◆その他の相談・問い合わせ (サービスや交通機関の利用など)		6	意思疎通へ1件 不当な差別的取扱いから4件 ルールから1件	10 (17)	47.6
◆対応中 (年度末現在)		0		0 (0)	0.0
合計		21		21 (36)	100.0

② 相談者の分類

区分	当事者	家族	当事者 団体	区民	事業者 庁内	不明 その他	合計
件 (件)	11	5	0	2	3	0	21
割合 (%)	52.4	23.8	0	9.5	14.3	0	100

③ 相談等への対応内容

対応区分	件数 (件)	割合 (%)
◆ 差別解消法に基づく対応	8	38.1
➤ 相手方への訪問・電話等を通して状況を確認し、合理的配慮の提供等に向け調整	1	4.8
➤ 区が実施する事業(委託事業を含む)、区の補助事業の所管課へ対応を依頼し、経過を確認	6	28.6
➤ 相談者の了承を得て、相談内容を相手方へ連絡(相談者が相手方との調整を希望しない場合等)	1	4.8
◆ 環境の整備に対する対応	3	14.3
➤ 相談内容について助言等	3	14.3
◆ その他の相談・問い合わせ	10	47.6
➤ 法律や区の体制、広報等について説明	1	4.8
➤ 保健福祉サービスに対する意見として対応	3	14.3
➤ その他の意見として対応 (不当な差別や合理的配慮に関する事前相談対応など)	5	23.8
➤ 匿名等により調査ができなかったもの	1	4.8
◆ 対応中(年度末現在)	0	0.0
合計	21	100.0

※ 割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、各項目の和が、100%にならない場合がある。
また、内訳の割合の和が、小計の割合と一致しない場合がある。

<2> 具体的な事例(区における事例) * 本編6ページ~

① 窓口での対応について(建設的対話の事例)

(相談者)

区職員

(相談内容)

窓口で手続き中の障害当事者の電動車いすが、他の利用者の通行の妨げになっていた。窓口の後方にいた職員が、対応中の職員に電動車いすの移動を促したところ、当事者から「自分を無視して、動かすのは不当だ。障害者差別だ。」と言われた。職員2名が、なぜ障害者差別なのかわからずにいたところ、「わからないということも障害者差別だ。」とさらに立腹された。どうしたらよいか。

(問題点)

当事者に声を掛けずに、電動車いすの移動を促したことは、当事者を無視しているのと同じことであり、個人の尊厳を傷付ける行為であったと考えられる。

(対応)

当事者に声を掛けなかったことは個人の尊厳を傷つける行為であったことを伝えるとともに、建設的な対話による合理的配慮の確保について説明した。また、『Nothing About us, without us (私たちのことを私たち抜きで決めないで)』という障害者の権利を守るキーワードを紹介した。庁内には、メールマガジン「イエローリボン通信」を配信し、改善に向け周知を図った。

② 投票所での対応について（合理的配慮の提供）

（相談者）

障害当事者（肢体不自由）

（相談内容）

投票所の記載台で投票用紙に記入しているとき、職員（従事者）が、そばから離れずにいた。「そばにいるんですか。離れないんですか。」と言うと離れてくれたが、言わなくてもわかってほしい。少し離れた所で待機してほしい。回答は求めないが担当課に話してほしい。

（問題点）

投票所の従事者が、肢体不自由のある当事者には手助けが必要という思い込みで、当事者の意向を確認しないまま、必要以上の対応を行ったと考えられる。

（対応）

担当課に、障害者への配慮は、障害に関する基本的理解をもとに、当事者の意向をお聞きしたうえで行う必要があることを説明した。担当課からは、今後の説明会で従事職員へ注意喚起する旨の回答があった。庁内には、メールマガジン「イエローリボン通信」を配信し、改善に向け周知を図った。

< 3 > 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発 * 本編 8 ページ～

① 商店等における共生社会促進助成事業の実施

- ・ 多様な区民の接点の場である商店・事業所において、障害理解と障害者への合理的配慮の促進を図るための物品の購入・作成経費を助成した。
- ・ 段差解消用簡易スロープ、点字メニューを2品目を6事業所へ設置した。

② 区民・事業者等への制度の普及啓発

- ・ 研修、講演会等を通じた法周知と啓発を実施した。
- ・ 区独自のパンフレットを区立小学校4学年全児童へ配布し、出前講座を案内した。
- ・ 区内小学校へ手話講師を派遣し、差別解消に関する講義や手話講習を実施した（22校、69クラス）。

③ 聖火ビジットの実施

- ・ 光明学園の生徒と地域住民等で、都から分火された聖火を区のランタンに移し替えを行った。また、その様子を写真や動画で撮影し、区のホームページやオリンピック・パラリンピックの記念誌等で紹介した。

< 4 > 障害者差別解消支援地域協議会等の開催 * 本編 11 ページ～

世田谷区自立支援協議会「虐待防止・差別解消・権利擁護部会」において、報告や意見交換を実施し、その内容を障害者差別解消支援地域協議会（世田谷区自立支援協議会）に報告した。

令和3年7月30日（金） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）令和2年度の取組み状況等の報告等

令和4年1月28日（金） 障害者差別解消支援地域協議会
（内容）障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例の検討状況について

＜5＞ 庁内での取組み * 本編 11 ページ～

- ・ 令和3年6月29日（火） 世田谷区障害者差別解消推進委員会を開催した。
- ・ 庁内向けメールマガジン「イエローリボン通信」を5回発行し、事例紹介等を行った。
- ・ 世田谷区職員向け 障害を理由とする差別を解消するためのガイドブック【第3版】を発行した。
- ・ 職員へ「イエローリボン」ピンバッジを配布し、着用を依頼した。 等

令和4年度取組み予定 * 本編 13 ページ～

令和3年度取組み状況等を踏まえ、令和4年度は以下の取組みを進める。

＜1＞ 障害者差別に関する相談支援

- ① 障害者差別に関する相談等への適切な対応と改善の働きかけ
- ② 都と連携した取組み
- ③ 相談体制の周知

＜2＞ 障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発（共生社会ホストタウンの取組を含む）

- ① イベントへの出展、ポスター掲示、PR 展示等
- ② 障害理解促進イベントの開催（区民ふれあいフェスタ） 令和4年12月4日
- ③ 障害者児のアート作品の展示支援（令和4年6月8日～6月14日、令和4年9月22日～10月13日、令和4年11月8日～11月13日予定）
- ④ 世界自閉症啓発デー庁舎ブルーデコレーション
- ⑤ 区内小学校への手話講師の派遣（22校69クラスで実施予定）
- ⑥ ヘルプマーク等の配布
- ⑦ 障害者差別解消に関する研修・講演会等への講師派遣・資料提供・開催協力
- ⑧ 区政PRコーナーにおける周知啓発

＜3＞ 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消支援地域協議会の開催（令和4年7月29日（金）・令和5年1月27日（金）予定）

＜4＞ 庁内での取組み

- ① 世田谷区障害者差別解消推進委員会の開催
- ② 障害者への配慮の推進に向けた取組み
（印刷物への音声対応促進、講演会等における手話通訳の実施等）
- ③ 指定管理者及び委託契約仕様書に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」の添付の徹底
- ④ 庁内向けメールマガジンの発行（随時）
- ⑤ 全職員を対象としたイエローリボンピンバッジ着用推進
- ⑥ 職員研修 職層研修・保健福祉領域研修・共催研修
- ⑦ 区外郭団体等への周知・協力依頼

＜ 5 ＞ （仮称）世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例について

令和3年度よりせたがやノーマライゼーションプラン（令和3年度～令和5年度）に基づき、共生社会の実現に向け、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消等に関する条例の検討を開始した。

障害当事者や家族、障害者団体、区議会、専門家会議、障害者施策推進協議会、地域保健福祉審議会等から意見を伺い、障害理解の促進や障害者差別の解消にとどまらず、障害者の地域生活の支援や意思疎通手段等の保障を行い、地域共生社会を実現するために必要な施策について、条例を制定し、推進することとした。

令和4年5月には（仮称）世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例として素案をまとめ、パブリックコメント等で広く意見聴取をした上で令和5年1月の施行を目指していく。